

要 望 書

全国市議会議長会は、平成30年度建設運輸施策について別記のとおり議決いたしましたので、政府並びに国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

平成29年11月

全 国 市 議 会 議 長 会
会 長 山 田 一 仁
(札幌市議会議長)

全国市議会議長会建設運輸委員会
委 員 長 須 永 宣 延
(熊谷市議会議長)

目 次

1	地方創生及び地方分権改革の推進	1
2	防災・減災対策の充実強化	4
3	自然災害対策の推進	7
4	各種交通基盤整備の推進	13
5	都市基盤整備の推進	21
6	観光立国の推進	25

1 地方創生及び地方分権改革の推進

我が国が将来にわたり活力ある社会を維持し、人口減少に歯止めをかけ、それぞれの地域で住みよい環境を確保していくためには、地方創生の推進が不可欠である。

国が、新たな施策により地方創生の取組を深化・加速化する中、地方は、それぞれが策定した地方版総合戦略等に基づき、地方の創意工夫を活かした施策を進めているが、地方創生に係る事業を円滑に実施するためには、必要な財源を継続的に確保することが極めて重要である。

また、その推進に当たっては、国及び地方がそれぞれの役割分担を踏まえつつ、相互に連携を図りながら、一体となって課題に取り組むことが重要であるとともに、その基盤となる地方分権改革の更なる推進が不可欠である。

よって、国においては、地方創生及び地方分権改革の推進に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地方創生の推進について

- (1) 地方が自主性・主体性を最大限発揮して継続的に地方創生に取り組めるよう、平成29年度地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」(1兆円)を拡充・継続すること。

- (2) 「地方創生推進交付金」については、長期にわたり施策が展開できるよう継続的なものとし、総額の確保を図るとともに、事業申請に係る手続を簡素化すること。

また、地方創生関連補助金等については、要件の緩和など弾力的な取扱いを図ること。

平成30年度概算要求において創設が盛り込まれた産官学連携による人材育成や産業振興を支援する「地方大学・地域産業創生交付金」については、所要額を確保するとともに、地域の人材への投資を通じて地域の生産性の向上を図ること。

- (3) 地方大学は、地域の将来を支える人材や産業の育成に大きく貢献し、地方創生にとって重要な役割を担っていることから、地方が行う地方大学振興のための諸事業に対し、財政支援措置を講じるなど、地方大学等の運営基盤を充実すること。

2 地方分権改革の推進について

- (1) 地方分権改革については、地方分権改革推進委員会の累次にわたる勧告に基づき着実に進展してきているところである。現在は、4年目を迎える提案募集方式により、地方からの具体的な提案が提出され、検討が進められている。

今後も、地方からの提案の実現に向けて積極的に検討・採用を行うとともに、地方が自主的・主体的な取組を行うことができるよう、「従うべき基準」の参酌すべき基準化を含めた更なる義務付け・枠付けの見直し、国から地方及び都道府県から基礎自治

体への更なる事務・権限の移譲を行うこと。

なお、事務・権限の移譲等に当たっては、一般財源ベースでの適切な財源移転を一体的に行うとともに、人員等の課題については、地方の自主性・主体性を十分踏まえ、対応すること。

- (2) 地方分権改革の進展により、地方議会の役割は一層重要性を増していることから、議会の自主性・自律性をより高め、各議会が地域の実情に応じ、自らの判断により権能を行使できるよう、地方議会の活動を制約している法令上の諸規定の更なる見直しを図ること。

2 防災・減災対策の充実強化

近年、我が国では、東日本大震災、平成28年熊本地震、鳥取県中部地震をはじめ、集中豪雨・土砂災害、火山噴火等、大規模な自然災害が多発し、各地に甚大な被害をもたらしている。昨年12月には、新潟県糸魚川市市街地での大規模な火災も発生し、本年7月には、九州北部豪雨災害に見舞われた。また、南海トラフ地震、首都直下地震の発生の切迫性が指摘されているところである。

こうした災害から、国民の生命、身体及び財産を守るためには、ハード面・ソフト面の様々な防災・減災対策のより一層の推進が急務となっている。

よって、国においては、防災・減災対策の充実強化に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地震・津波・火山防災対策の充実強化について

- (1) 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」「災害対策基本法」「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」「首都直下地震対策特別措置法」等に基づく施策の着実な推進を図るとともに、地方自治体の負担軽減措置を拡充すること。
- (2) 地震、津波及び火山噴火による被害を最小限にするため、観測・監視体制の強化を図ること。

2 台風・集中豪雨対策等の充実強化について

- (1) 頻発する台風や集中豪雨などによる被害を防止・軽減するため、ハード・ソフト対策を連携させた水害・土砂災害対策の推進を図ること。
- (2) 台風・集中豪雨等による被害を防止・軽減するため、気象観測体制の強化を図ること。

3 防災・安全に資する社会資本整備事業への支援について

地方自治体が計画的にインフラの防災・減災対策、老朽化対策等の事業を執行できるよう、防災・安全交付金の所要額の確保など十分な支援措置を講じること。

4 災害復旧・復興支援対策の充実強化について

- (1) 被災自治体の災害復旧・復興対策に万全を期すため、災害復旧・復興事業に要する経費の地方負担に対する支援措置の充実強化を図ること。
- (2) 被災者が早期に自立した生活を送ることができるよう、災害救助法に基づく支援及び被災者生活再建支援制度等の拡充を図ること。

5 原子力発電所の安全・防災対策の充実強化について

東京電力福島第一原子力発電所事故の原因や対応の検証結果を踏まえ、速やかに万全の安全対策及び防災対策の強化を図ること。

6 消防防災体制の充実強化について

- (1) 地方自治体の消防防災体制の一層の充実を図るため、消防防災施設・設備整備に対する財政措置を拡充すること。
- (2) 地域の防災力の強化を図るため、消防団の装備の充実や団員の待遇改善等に対する財政措置を拡充すること。

3 自然災害対策の推進

我が国は、自然的・地理的条件から地震、津波、台風、豪雨、火山噴火などによる災害が発生しやすい国土となっており、近年においても東日本大震災をはじめとした大地震や各地での風水害などが相次いで発生し、甚大な被害をもたらしている。

国及び地方自治体は、こうした自然災害に備え、様々な対策を講じているが、住民の生命・身体・財産を守るためには、自然災害対策の更なる充実強化が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 防災・減災対策の推進について

- (1) 国土強靱化基本法など自然災害対策の各法律に基づく施策を着実に推進するとともに、地方自治体の負担軽減措置を拡充すること。
- (2) 国民の生命・財産を守るための社会資本整備に十分な予算を確保するとともに、緊急防災・減災事業債の拡充など、地方自治体が防災・減災対策に取り組むための財源を十分確保すること。
- (3) 大規模災害時にも機能する代替機能性の確保が不可欠であるため、太平洋側に対する日本海国土軸をはじめ、北東国土軸、太平洋新国土軸及び西日本国土軸など、多軸型国土の形成による強靱な国土づくりを国家的戦略として推進すること。

2 地震・津波対策の推進について

- (1) 南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下地震緊急対策推進基本計画等に基づく大規模地震に対する防災・減災対策の取組を地域の実情に応じて着実に推進すること。
- (2) 南海トラフ地震対策特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に規定されている集団移転促進事業の国庫補助の上限額の撤廃又は引上げを行うこと。

また、事前復興対策としての高台移転用地開発と、医療機関や福祉施設等の高台先行移転を促進する助成制度を創設すること。

- (3) 被災者支援備蓄物資及び備蓄倉庫整備に対する補助制度の創設など防災関連事業に対する財政支援策の充実強化を図ること。
- (4) 津波防災地域づくりに関する法律に基づく推進計画に盛り込まれる津波防護施設、海岸保全施設等の施設整備のほか、ハザードマップ作成など各事業への支援制度を充実強化すること。
- (5) 災害対応の中心的施設としての機能を有する庁舎や学校施設を含む避難施設等については、熊本地震及び鳥取県中部地震による被害状況も踏まえ、引き続き、建替や耐震補強を図るための十分な財政措置を講じること。
- (6) 住宅・建築物安全ストック形成事業について、木造住宅をはじめとする耐震改修に要する経費の地方負担に対する交付税率の引上げ措置を平成33年度以降も継続すること。

また、平成27年度で廃止された住宅耐震改修等に係る上乗せ措置制度を復活させるとともに、所要財源を確保すること。

さらに、現行の耐震基準の早期見直しを行い、昭和56年6月1日以降に着工した家屋についても補助対象とすること。

- (7) 道路、橋梁、下水道等のインフラ資産の耐震化を図るため、財政措置を充実し、防災・減災対策を促進すること。
- (8) 東日本大震災及び熊本地震に伴う液状化により被害を受けた下水道、堤防、道路、港湾などの社会基盤施設及び宅地等の復旧と今後の被害防止対策を支援すること。

また、今後の地震等により液状化の発生が懸念される地域について、宅地耐震化推進事業等による液状化対策を着実に推進すること。

3 災害時の情報伝達等の充実強化について

- (1) 災害予知、豪雨等の観測体制及び予測体制の充実強化等のほか、防災施設に係る安全基準の見直し等により災害防止を図ること。
- (2) 地震観測研究の充実及びGPS波浪計や海底津波計等の津波観測システムの整備等による総合的な地震・津波の観測・監視体制を強化すること。
- (3) 災害発生時に、迅速な情報収集・提供を図る防災行政無線の施設整備及びデジタル化に係る費用などについて、財政措置を拡充すること。

また、発災後の適確な情報提供、安全対策を講じること。

- (4) 避難勧告基準を明確にするための指針を作成するとともに、危険地域住民に対する防災教育に努めること。

- (5) 避難を促す防災行政無線やサイレンが聞こえにくい海域海岸利用者のため、旗など視覚的な伝達が可能となるよう、関係法令の規定を整備すること。

4 治山・治水対策の推進について

- (1) 頻発する台風や大規模豪雨などによる被害を踏まえ、防災施設整備などのハード対策と災害・避難情報の迅速な伝達体制の充実強化などのソフト対策を連携させた水害・土砂災害対策を講じること。
- (2) 土砂災害防止法及び急傾斜地法に規定されている各施策の一層の強化を図るとともに、土砂災害警戒区域等の指定促進に向けた財政・技術的支援を講じること。
また、深層崩壊の発生素因となる地質研究等も含め、詳細な調査を行い、その対策を講じること。
- (3) 近年の河川災害の特徴及び利水・流域環境整備の視点を踏まえ、計画高水流量の見直し等の河川整備基本方針及び河川整備計画の変更を行うとともに、計画に沿った河川整備をより一層推進すること。また、整備計画未策定の河川については、早期に計画を策定すること。
- (4) 準用河川改修事業をより一層促進するため、防災・安全交付金の所要額を確保すること。
- (5) 土砂撤去や雑木伐採による河川の適正な維持管理を支援すること。

- (6) 地方自治体が実施する浸水被害対策及び局所的な豪雪の増加に備えた雪害対策について十分な財政措置を講じること。
- (7) 集中豪雨により都市部を中心に発生する河川氾濫や急激な増水による建物、地下街への浸水などの災害を防止・軽減するため、内水排除のための河川工事、都市下水路の整備のほか、雨水貯留施設の整備を促進すること。

また、下水道浸水被害軽減総合事業などに対する支援制度の拡充強化を図ること。

5 災害復旧・復興支援について

- (1) 被災地の早期復旧を図るため、災害復旧事業の早期採択を行うとともに、事業に要する経費の地方負担に対して、更なる支援の充実を図ること。

また、排土や風倒木の除去など小規模な災害復旧事業へも財政措置を講じること。
- (2) 再度災害防止のため、施設機能の強化等を図る改良復旧事業の採択基準を緩和すること。
- (3) 公共土木施設や農地等の災害復旧のための費用負担に関して国庫補助の嵩上げを行う激甚災害制度の指定基準等の要件を緩和すること。
- (4) 被災後における住民生活を確保するため、流出土砂の処理対策等の促進や砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設、道路、鉄道、下水道施設、河川、農林地及びライフライン各施設等の早急な全面

復旧を行うこと。

- (5) 災害救助法及び被災者生活再建支援法の運用に当たっては、法の適用による不備や被災者間の不均衡が生じないように、対象となる住宅被害状況に一部損壊を加えるなど、支援対象要件の緩和及び支援金支給額の引上げを図ること。
- (6) 地震などで住宅が被災した場合の支援策である、住宅応急修理制度を拡充強化するとともに、自然災害に対する保険や共済制度など被災住宅の再建を支援する制度を国において創設すること。
- (7) 災害援護資金については、被災者の実情に即し、償還免除要件の拡大や償還期限の再延長など制度の柔軟化を図ること。
- (8) 豪雪地域における雪処理の担い手を確保・育成するため、効率的・効果的な地域除排雪体制の整備を推進するなど、各種雪対策の一層の充実を図ること。

4 各種交通基盤整備の推進

道路、鉄道、空港、港湾などの各種交通基盤は、住民生活や地域の経済、産業を発展させるなど、地方創生の実現に欠かすことのできない重要な社会資本である。

しかしながら、これらの社会資本整備が進んでいない地域は、地方創生の取組を進める上で、大変不利な状況下にあり、また、全国各地で高齢者や子どもなど交通弱者の生活を支える地方鉄道やバス路線の廃止が相次ぐなど、各種交通を取り巻く環境は厳しいものとなっていることから、各種交通基盤のより一層の整備促進や支援施策の充実を図る必要がある。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 道路の整備促進について

- (1) 高規格幹線道路網 14,000 キロメートルの早期完成に向けた明確な方向性を示すとともに、財源の確保に万全を期し、整備促進を図ること。

また、高規格幹線道路と一体となって高速交通体系を成す地域高規格道路についても所要の財源を確保し、整備促進を図ること。

(2) 高速道路のミッシングリンク（未開通区間）解消及び暫定2車線区間の4車線化の速やかな実現を図ること。

(3) 高速道路料金制度については、料金体系の再編による発現効果や課題も検証しながら適時適切な見直し検討を行い、公正妥当な制度の実現を図ること。

また、利用率向上に向け、安定的でシンプルな料金制度を構築すること。

(4) 高速道路の債務の確実な償還及び将来の更新等に対応可能な料金制度とすること。

(5) 道路の計画的な整備と適切な維持管理のため、道路関係予算の所要額を確保すること。

(6) 今後の道路整備を着実に推進するため、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に規定する国庫補助負担率の嵩上げ措置を平成30年度以降も継続すること。

(7) 大規模災害時における広域的ネットワーク形成のため、代替路をはじめとした基幹道路の整備促進を図ること。

(8) 一般国道及び地方道の慢性的な交通渋滞の解消等を図るため、4車線化やバイパス、環状道路などの道路交通環境整備を促進するとともに必要な財源を確保すること。

また、住民生活や地域経済の障害である自動車交通不能区間の早急な整備を図ること。

(9) 地方自治体が管理する跨道橋及び跨線橋を含む橋梁等の道路施設の老朽化対策として、改築及び維持管理に必要な支援策の充実強化を図ること。

- (10) 積雪寒冷地域等の道路除排雪体制を確保・維持するための安定した財源確保と各種雪対策の一層の充実強化を図ること。

2 新幹線鉄道の整備促進について

- (1) 整備新幹線の着工区間の早期完成を図るとともに、未着工区間については、整備方針を早期に策定すること。

また、基本計画路線については、所要の調査・検討を行い、整備計画に格上げすること。

- (2) 整備新幹線の建設に当たっては、安定的な事業推進が可能となるよう公共事業費の重点配分や貸付料の活用などにより建設財源を確保するとともに、地方負担に対する適切な財源支援策を講じること。

また、既着工区間の工事費の増額分については沿線自治体に新たな負担が生じないように対処すること。

- (3) 新幹線整備に当たっては、沿線自治体のまちづくりに係る都市計画事業等の進捗に支障が生じないように、着実に整備を進めること。

また、整備効果拡大のため、運行本数の確保、二次交通への運行支援など旅客利便性の向上のほか、新幹線駅舎・駅周辺整備などに対する支援を行うこと。

- (4) リニア中央新幹線の東京・大阪間の早期開業を実現すること。

- (5) 新幹線開業時に J R から経営分離される並行在来線について、路線維持のための地方負担に係る助成措置（運営費助成・交付税

措置等)を講じるとともに、地方負担軽減のための新たな仕組みを早急に設けること。

- (6) 鉄道資産取得の初期投資及び施設更新費用について、地方負担への交付税措置の拡充及び鉄道事業者への補助制度の創設・拡充すること。

また、J Rから譲渡された鉄道資産や新たに整備・取得した鉄道資産に対する税制特例を拡充すること。

- (7) 並行在来線とJ R路線等の乗継割引に対する財政支援制度を創設すること。

3 地方鉄道等に対する支援について

- (1) 今後の地方におけるコンパクトなまちづくりや地域住民の移動手段の確保の重要性に鑑み、地域鉄道関係予算総額を増額するとともに、新たな補助制度を創設すること。
- (2) 中山間地等、過疎地域における鉄道を軸としたまちづくりの特区申請を認め、国としてJ Rや地方自治体に対して最大限の支援策を講じること。
- (3) 鉄道事業者が鉄道事業法に基づき廃止の届出を行おうとする場合には、沿線住民、関係自治体との十分な協議・合意を経て行うよう法的整備を行うこと。
- (4) 地方鉄道運行による経営損失に対する欠損補助制度を創設すること。

また、沿線市町村が支援を行う路線については、大手民鉄への設備投資、維持管理及び設備更新に関する費用についても補助対象となるよう制度を拡充するとともに、地方鉄道等に支援している地方自治体に対する財政措置を講じること。

4 JR北海道の経営再建及び路線維持に向けた支援について

- (1) JR北海道が脆弱な経営基盤を再建し、将来にわたり安定した経営を行うことができるよう、国の支援のあり方について抜本的な見直しを行うこと。
- (2) JR北海道は、JR他社と比較して貨物輸送の割合が高い輸送体系となっている現状を踏まえ、JR貨物の負担軽減のために旅客会社が線路の維持管理費の多くを負担する現行ルールの見直しなど、北海道路線固有コストの負担軽減についての新たな仕組みを早急に構築すること。
- (3) JR北海道が拙速な運行路線の見直しを行わないよう、無利子資金の返済猶予など資金繰りの改善に向けた対策を講じるとともに、今後、取り組もうとしている新千歳空港における発着枠の拡大に対する増便など増収策につながる対策への資金面での支援を行うこと。
- (4) JR北海道の早急な対応が迫られている橋梁やトンネル、高架橋などの老朽化した鉄道施設の保全・更新や耐震化の推進のための費用については、経営再生が図られるまでの間、特別な支援策を講じること。

また、昨年8月から複数回にわたり北海道を上陸した台風による被害の復旧に対する補助制度の充実強化を図ること。

5 地域公共交通に対する支援について

- (1) 地域公共交通の現行路線の維持・存続、事業の継続実施や運行の安全性確保・安定的な経営のための事業改善に対する支援制度の拡充強化を図ること。
- (2) 地域公共交通の維持・確保に取り組む市町村に対し、地方交付税による財政措置の充実強化を図ること。
- (3) 地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通網形成計画策定に対する支援制度を拡充すること。

また、コンパクトシティの実現、公共交通空白地域の解消、地域公共交通網の充実など、地域の実情にあった多様な取組に対する柔軟な支援を可能とする制度等の拡充を図ること。

- (4) 地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の普及促進を図ること。
- (5) 地理的・気象的条件により支援が必要な地域において、一般貸切旅客自動車運送事業によるスクールバス運送を行う場合の運賃及び料金については、道路運送法に基づく運賃・料金の変更命令の処理要領に定める価格の標準算定方式と最低金額の適用外とするなど、特別の配慮を行うこと。
- (6) 沖縄県の均衡ある発展と慢性的な交通渋滞の解消を図るため、沖縄本島を南北に縦断する鉄軌道を含む新公共交通システムの早期導入を図ること。

6 地方航空路線の整備促進について

- (1) 地方の産業・経済や地域住民の生活を支える基盤として重要な役割を担っている地方航空路線を維持するため、適切な措置を講じること。
- (2) 空港へアクセスする鉄道及び道路等の整備促進を図るとともに、空港を拠点とした地域振興策を推進すること。

7 港湾の整備促進について

- (1) 海上輸送網の拠点である港湾は、地域の雇用と経済を支える重要な役割を担っていることから、物流効率化に資する施設の整備をはじめ、港湾の基盤整備を推進すること。
- (2) 港湾を大規模災害に備えた防災拠点とするため、防波堤の整備など災害対応力を強化すること。
- (3) 既存港湾施設について、予防的な維持管理による計画的、総合的な港湾施設・海岸保全施設の老朽化対策を推進すること。
- (4) グローバル化に一層対応した国際競争力の向上を図るため、港湾関係施策を充実強化すること。

また、太平洋側を中心に集約されてきた物流拠点について、リスク分散の観点から日本海側の拠点となる港湾の更なる機能強化を図ること。

- (5) 地方自治体が行う岸壁・防波堤築造、航路浚渫、埠頭用地創成等についての一層の支援措置を講じること。

また、地方港湾と第一種及び第二種漁港の施設整備のために交付される地方創生港整備推進交付金の国の負担割合の嵩上げを図ること。

8 離島航路・航空路に対する支援について

- (1) 離島の生命線となっている離島航路・航空路の維持・確保を図るため、就航する船舶の建造や航空機の購入及び運航費等に対する支援措置を拡充するとともに、支援策の抜本強化を盛り込んだ新たな法律を早期に制定すること。
- (2) 高速船ジェットフォイルの代替船建造について、国境離島新法の目的に沿った国の施策として積極的に推進し、離島航路の海上高速交通体系を現状どおり維持すること。

また、航路・航空路運賃低廉化については、新法の基本方針に基づき、運賃の更なる低廉化に資する施策を積極的に講じること。

5 都市基盤整備の推進

街路、下水道や公園などの都市基盤は、住民にとって快適で豊かな生活環境をもたらすとともに、地域活性化に不可欠なものである。

しかしながら、多くの社会資本の老朽化が深刻になるなど、様々な問題を抱えており、また、中心市街地等においては、今後更に進行するとされる少子高齢化への対応が求められている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 社会資本整備事業等の推進について

- (1) 地方自治体が社会資本整備を行う上で重要な役割を担っている社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の所要額を確保すること。
- (2) 社会資本総合整備事業において年度をまたいだ事業執行が可能となる新たな制度を創設し、関連する制度の整備を行うこと。
- (3) インフラ等社会資本の経年劣化対策については、維持管理・更新を安定的かつ計画的に進めていくために必要な予算を確保するとともに、緊急に修繕等の措置が必要な場合には、優先的に財政支援を行うこと。

また、平成29年度に創設された公共施設等適正管理推進事業費については、引き続き十分な財源を確保するとともに、公共施設等

適正管理推進事業債の期限を延長すること。

- (4) インフラ管理者の技術力の底上げを図るため、資格制度及び教育・研修制度の充実を図ること。

2 下水道整備の推進について

普及の立ち遅れている地域の下水道整備を推進するとともに、下水道施設の設置、改築に係る国庫補助率の更なる嵩上げを行い、下水道事業債への依存割合を軽減すること。

また、既存の下水道施設の修繕等の維持補修に係る費用についても国庫補助対象とすること。

3 中心市街地活性化の推進について

- (1) 中心市街地活性化法に基づく市街地の機能向上、環境改善、防災機能の向上及び医療施設、社会福祉施設等の整備に資する取組について、更なる財政措置など各種支援の充実強化を図ること。
- (2) コンパクトシティ推進に係る都市再生特別措置法に基づく取組について、更なる財政措置など各種支援の充実強化を図ること。
- (3) 中心市街地における交流拠点としての多目的広場やアーケード、駐車場等の整備に対する支援を拡充すること。
- (4) 災害時の移動・輸送や交通の混雑の緩和等に資する自転車の活用の推進を図るため、自転車専用道路・自転車専用通行帯、路

外駐車場、シェアサイクル施設等の整備を推進すること。

また、社会問題となっている放置自転車問題の解決に向けて、駐車場整備等の対策を強化すること。

4 都市公園の整備推進について

- (1) 都市公園の整備を推進するため、都市公園事業や緑地保全等事業などに対し十分な支援措置を講じること。

また、歴史や景観など地域の特色を活用した公園設置を推進すること。

- (2) 災害に強いまちづくりのため、震災時等の避難地や復旧・復興の拠点となる防災公園の整備を推進すること。

5 郵便局サービスの維持について

過疎地域等の利便性維持のため、郵便局により郵便・貯金・保険のサービスが一体的かつ確実に提供されるよう所要の措置を講じること。

6 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた地域における取組への支援と環境整備について

オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を地域経済や地域社会の活性化へとつなげる好機とするため、関連施設へのアクセス強化に向けた交通通信インフラの整備、ハード・ソフト両面にわたるバリアフリー環境整備の促進を図ること。

また、大会を見据えた観光振興等により、大会開催の効果を全国に波及させる取組を推進すること。

さらに、すべての世代が健康で生きがいの持てる社会を構築できるよう、地方自治体が進めるスポーツを活用したまちづくり等への支援を推進すること。

6 観光立国の推進

観光は、我が国の重要な成長戦略と位置付けられるとともに、地域間の交流人口や雇用の拡大など、地域経済の活性化に資するほか、国際相互理解の促進などが期待されている。

観光立国の実現には、観光産業の国際競争力強化や魅力あふれる観光地の形成が重要であり、国が主導的な役割を果たし、官民一体となった取組が求められている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 訪日外国人の増加に向けた施策について

- (1) 訪日旅行促進事業を強力に推進するとともに、訪日ブランドの強化のほか、官民一体となった情報の発信に取り組むこと。
- (2) 地域に与える経済波及効果の大きさ、ビジネス機会の創出など幅広い経済的意義を有する国際会議や展示会等の開催について国が主体となって誘致をすること。
- (3) 震災被害を受けた地域及び風評被害を受けている地域の観光振興に資する各種支援策を講じること。

2 魅力ある観光地域づくりの促進について

- (1) 滞在型観光を促進するため、地方自治体や関係団体・企業等が連携し、地域の観光圏を創造する「観光圏整備事業」の一層の充実を図ること。
- (2) 外国人旅行者の受入環境の整備のため、観光地におけるWi-Fi環境の整備などICTインフラを整備するほか、地方自治体や地域が実施する案内所の設置や多言語パンフレットの作成等に対する支援措置を強化すること。
- (3) 観光圏内の鉄道やバス、船舶等の交通機関を共通して利用できる観光客向け周遊券の導入や販売促進等に対する支援を図ること。